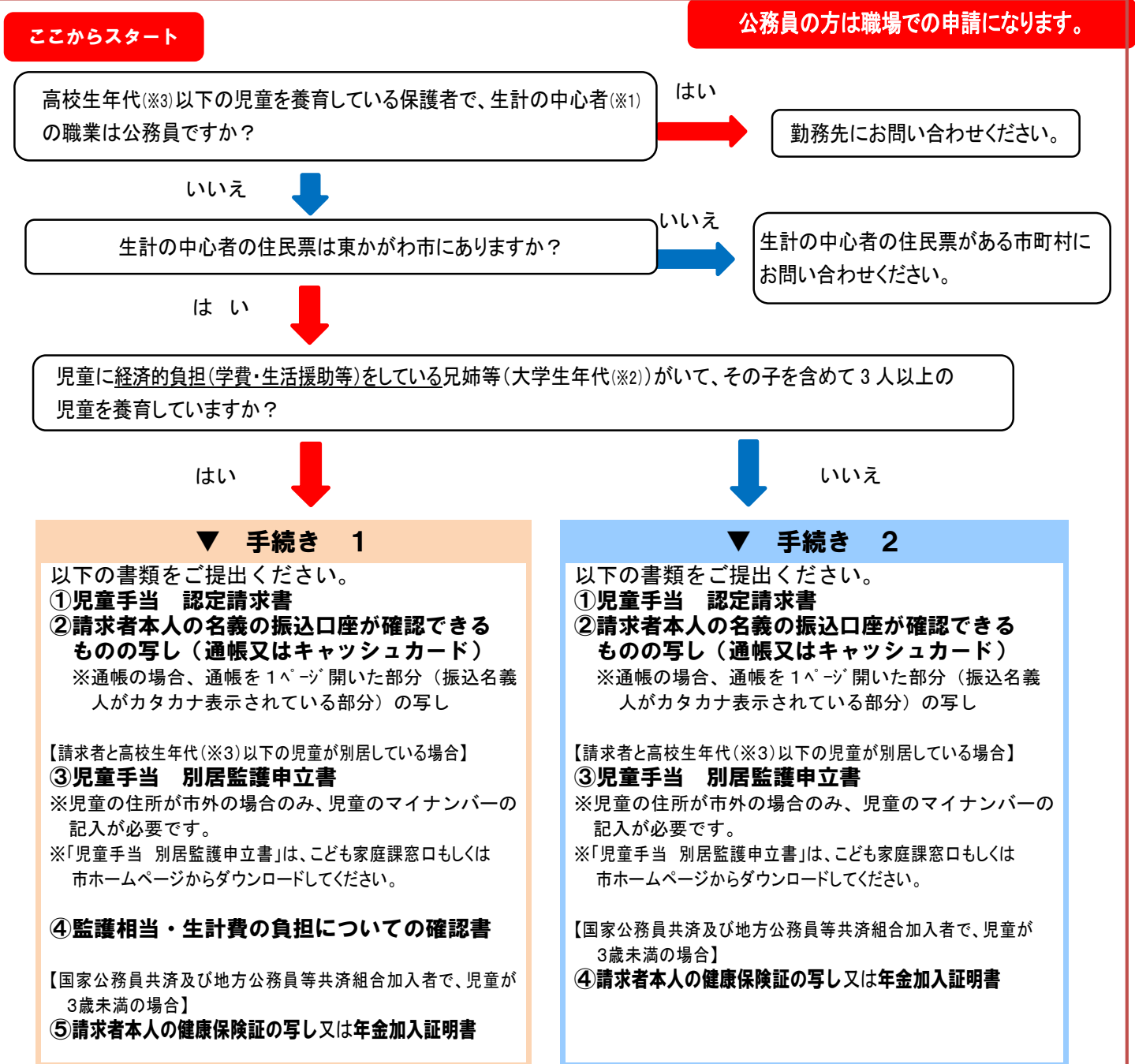


**現在、東かがわ市から児童手当を受給されていない方の、手続き要否確認フロー**

- ※1 生計の中心者＝児童の生計を維持する程度が高い方で、原則として父母のうち所得の高い方
- ※2 大学生年代＝令和6年度は平成14年4月2日生～平成18年4月1日生まれ
- ※3 高校生年代＝令和6年度は平成18年4月2日生～平成21年4月1日生まれ



※手続き1、2ともに、養育状況によっては、上記以外の書類の提出が必要になる場合があります。  
 ※支給要件に該当するか否かは、提出いただいた請求書等を審査した上で決定します。  
 ※施設等、入所中のお子さんは児童手当の対象外です。